

問25

警察に被害届を出したら、
あとの捜査はどのような流れになりますか。

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき処罰を定める手続きのことを「刑事手続」といい、大きく「捜査」「起訴」「公判」の3つの段階に分かれます。

捜査が始まったら、あなたからお話を聞き、実況見分への立ち会い、被害当時に着ていた衣服、あなたのスマートフォン、持ち物等を証拠品として、提出していただく等のご協力をお願いします。

刑事手続ってどんなことをするの？

刑事手続は、大きく「捜査」「起訴」「公判」の3つの段階に分かれます。

「捜査」とは、犯人を捕まえ、証拠を集めて事実を明らかにし、事件を解決する活動です。

警察が証拠に基づいて犯人であることを認めた者を「被疑者」といいます。

警察は必要な場合に被疑者を逮捕してから48時間以内に、事件（被疑者と捜査結果を記録した書類や証拠等）を検察官に送ります。

これを「送致」といいます。

送致を受けた検察官は、その後も引き続き、被疑者を拘束する必要がある場合には、24時間以内に裁判官に対して被疑者を拘束する手続きを行います。

この拘束の手続きのことを「勾留」といいます。

裁判官がその手続きを認めると、被疑者は最大20日間勾留されることになります。

勾留されている間も警察は引き続き、被疑者を取り調べるなど捜査活動を行います。

「起訴」とは、検察官が被疑者を裁判にかけることを言います。

「起訴」されて、その裁判でまだ判決が下されていない被疑者のことを「被告人」と言います。

「公判」とは、起訴された被疑者が、犯した事件の審理が行われて、裁判所で判決を下されることを言います。

「裁判」とは、法律を適用して争いを解決する過程のことで、裁判の一種に公判があります。